役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	［一・二　略］	一　［略］ 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 ［イ・ハ　略］ ニ　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
［略］		

別紙様式第１号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫名
理事長氏名

１．［略］
２．当庫の現況
［(1)～(4)　略］
(5)　事務所等の状況
イ．事務所数
［表略］
（記載上の注意）
１．当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第５項において準用する銀行法第52条の60の２第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
２．［略］
［ロ．～ホ．　略］
［(6)・(7)　略］
３．［略］

別紙様式第５号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　業務報告

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理事長氏名

１．［略］
２．当会の現況
［(1)～(4)　略］

役員（法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	［一・二　同上］	一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ハ　同上］ ニ　法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
［同上］		

別紙様式第１号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）業務報告

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫名
理事長氏名

１．［同左］
２．当庫の現況
［(1)～(4)　同左］
(5)　事務所等の状況
イ．事務所数
［同左］
（記載上の注意）
１．当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（信用金庫法第89条第３項において準用する銀行法第52条の61第２項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
２．［同左］
［ロ．～ホ．　同左］
［(6)・(7)　同左］
３．［同左］

別紙様式第５号（第25条第１項関係）

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）　業務報告

年　月　日　作成　　住　所
年　月　日　備付　　信用金庫連合会名
理事長氏名

１．［同左］
２．当会の現況
［(1)～(4)　同左］